

海上保安庁による竹島対応行動

はじめに

- 1 海上保安大学校が作成した教材の内容
- 2 竹島周辺特別取締り及び調査の実施
- 3 海上保安の現況及び海上保安レポートの記述について
 - (1) 海上保安の現況の時代
 - (2) 海上保安レポートの時代
- 4 小括



廣瀬 肇
(海上保安大学校名誉教授)

はじめに

竹島(総面積0.23平方キロメートル、日比谷公園とほぼ同じ面積)は、隠岐諸島の北西85海里に位置する東西2つの小島と周辺の岩礁からなっており、我が国固有の領土として江戸時代の初期頃から漁業地として利用され、1905(明治38)年に閣議決定により島根県に編入されたことは、日本にとっては自明である。(以後年号については元資料では西暦、元号いずれか片方だけの記載であっても両表記とする。)

しかし、韓国は、独立後の1952(昭和27)年1月に、李承晩大統領が、海洋主権宣言を行い、いわゆる「李ライン」を設定し、その内側に竹島を取り込んだ。(1965(昭和40)年12月の「日韓漁業協定」の発効により「李ライン」は消滅している)。そして翌1953(昭和28)年5月、韓国漁民がアワビ等の採捕のために竹島に上陸していることが発見されたことから、我が国は、領有権侵害であると抗議したところ、韓国側も領土権を主張したため、竹島の領有権問題が発生した^{1,2}。

1 竹島問題の始まりについて、三好正弘「竹島問題とクリティカル・デート」、島嶼資料センター『島嶼研究ジャーナル』3巻2号、2014年4月、29頁。

2 竹島の領土編入については、塚本孝「竹島編入(1905年)の意義について」、島嶼資料センター『島嶼研究ジャーナル』3巻2号、2014年4月、50頁以下において詳しく述べられている。

高井晉教授は、「日本は竹島領有の実効的支配を継続していたが、韓国政府は、竹島に対する武力による占拠を着々と準備し、1953(昭和28)年1月に李ライン内に出漁した日本漁船の徹底拿捕を指示し、4月には義勇守備隊が初めて竹島に駐屯するなど、竹島に対する領有意志を行動で示すようになった。竹島周辺をパトロール中の島根県漁業調査船「島根丸」は、同年5月28日、韓国漁民が竹島周辺の日本領海で海藻と貝を採取しているところを発見した。日本政府は、6月22日付口上書(No.167/A2)をもって、これら韓国漁民による日本領海内での操業に抗議した。」³とされる。

そして、記録によれば、日本の海上保安庁(以下、「海保」と略することがある。)が竹島と関連を持つのは昭和28年6月17日の「竹島周辺特別取締り及び調査の実施」の、その時からであると考えられる。しかし、「海上保安の現況(いわゆる海上保安白書)」で、竹島について本格的に記述がなされたのは、1978(昭和53)年5月の竹島周辺における我が国漁船に対する、韓国からの退去要求事件があったからのことである。

韓国は1978年4月30日に新領海法を施行、領海12海里を宣言し、竹島周辺で操業中の我が国の漁船に対し、領海外退去を要求してきた。そのため、我が国漁船に不測の事態が発生することが懸念されたので、海保の巡視船を月に数回、竹島周辺海域に行動させ、同海域における我が国の漁船の出漁状況調査を実施し、特に5月1日のいか漁解禁の日から2ヶ月の間及びいか漁の好漁場となる11月頃には、状況により巡視船を常時2隻配備し、特別警戒を行うようになった。

1979(昭和54)年8月の海上保安の現況では、「国民の海洋に対する関心が深まる中で、1978(昭和53)年4月に発生した中国漁船の尖閣諸島周辺領海侵犯事件及び同5月の竹島周辺における我が国漁船に対する韓国からの退去要求事件を契機として我が国の領土、領海に対する世論の関心は著しく高まった。」と記述している⁴。

これについて、「海上保安庁三十年史」は次のように記述している。

3 高井晉「韓国竹島領有論の再吟味」、島嶼資料センター『島嶼研究ジャーナル』2巻1号、2012年10月、60頁。なお、本論稿では、竹島に関する第二次世界大戦の戦後処理としての扱いや、竹島領有に関する日韓両国の公式見解等につき詳しく論考されている。

4 海上保安庁編『昭和54年度版海上保安の現況』、昭和54年8月、14頁。

尖閣諸島周辺海域での中国漁船による大量領海侵犯操業と竹島周辺海域で操業中の我が国漁船に対する韓国からの退去要求を契機として、1978(昭和53)年5月30日、「我が国の国土、領土の範囲に関する調査(主として日本国民が居住、又は生活していない日本周辺の島及び岩礁について)」を行うため、自民党政務調査会内に「領土、領海に関する調査特別委員会」が設置された。こうした動向に対応し、政府においても、随時、関係省庁連絡会議を開催し、無人島嶼の確定、命名、国有財産としての取扱い、実効的支配、警備等についての対策の検討を行っているが、海上保安庁は当面次の施策を実施することとした。

として、遠隔無人島の調査と観測点の設置及び航空機による監視・取締についての具体的な行動について記述している⁵。

さて、日本の国境海域において発生しているトラブルについて、尖閣諸島は我が国が実効支配を維持しているので、これを守備することが主眼となる。しかし、竹島は現実には、韓国が不法占拠を継続しており、それへの対応は、日本の固有の領土であることを主張し続けることと、不断に調査や、観察を行い、問題解決までそれを継続することであろうと考えられる。それゆえ、現時点で、尖閣諸島は海保の巡視船艇・航空機により、あるいはその他何らかの手段をもってしても、我が国が実効支配を継続し続けることが必要であるが、竹島についてはその必要はない。また、後に触れるが、海上保安庁は竹島について、外務省からの依頼により調査を行ってきたという立場であるためか、それへの対応は、問題発生初期の頃は別として、能動的ではない印象を受ける。

そこで、本稿においては、海上保安庁が、竹島問題にどのように対応してきたかを海上保安の現況等の記載からこれを抽出し、従って、国家机关である海上保安庁が公式に表明した国家の実行の記録であり、その他関連の文献も含めて検討してみようとするものである。元より、筆者の調査能力の限界と、海上保安庁の初期の頃の記録が既に失われてしまったものも多く、ある種不十分の諷りを免れないものの、其の実行の記録は、傍証であっても、何らかの参考になればと考えている。

5 (財)海上保安協会編『海上保安庁三十年史』、昭和54年5月、153～154頁。

1 海上保安大学校が作成した教材の内容

当時、海上保安大学校の学生教育用として、「海上警備論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の3部からなるテキストが作成されていた。そのⅢは1956(昭和31)年10月作成で、このⅢの第14章が竹島問題として記述されている(1～4頁)⁶。その中の「巡視船による哨戒」の部分を用いる。

日本政府はこの韓国漁民の竹島への不法上陸及び同島付近領海内における不法漁業従事に対して早速文書を以て韓国側に厳重抗議するとともに、海上保安庁、国警、入国管理局と協議の結果、韓国側の従来主張にかんがみ、この問題をそのまま放置することは今後の帰属問題の解決に不利な結果を招くおそれがあるので

- (1) 同島に対する領土権の確認をする。
- (2) 領土権侵害を排除する。
- (3) 同島における日本人漁業権を確保する。

の3点を決定し、海上保安庁巡視船による随時哨戒警備を行い、韓国側の不法行為の取締に当たってきた。しかし韓国側漁夫は依然その渡島を中止しないのみか、鬱陵島から警察官まで応援に來り巡視船に対して発砲事件まで生ずるに至った。これに対しても日本政府としては厳重抗議するとともにあくまでも理を尽くして韓国側の反省を求めつつある現状である。ちなみに巡視船の被銃撃事件としては、28・7・12の巡視船「へくら」、29・8・23の巡視船「おき」等がある。

このように、部内ではかなり重要な問題として講義がなされていたことがうかがわれる。

2 竹島周辺特別取締り及び調査の実施

「はじめに」で、1953(昭和28)年5月に島根県の水産試験船「島根丸」が、韓国漁民がアワビ等の採捕のため竹島に上陸しているのを発見したことから、我が国は領有権侵害であると抗議したところ、韓国も領土権を主張したため、竹島の領有権問題が発生したと述べた。そこで、海上

6 教科書作成者の根元孝彦氏は、後に李ライン哨戒の主力450トン型巡視船「くさかき」船長として、韓国警備艦に乗り込み洋上直談判をしたという勇名を馳せた人物で、舞鶴の海上保安学校校長で退官されている。